

草津市道路占用料条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例				旧 条 例			
第1条～第8条 (略) 別表 (第2条第1項関係)				第1条～第8条 (略) 別表 (第2条第1項関係)			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	額 (円)			単位	額 (円)
法第32条 第1項第1 号に掲げる 工作物	第一種電柱	1本につき1年	800	法第32条	第一種電柱	1本につき1年	730
	第二種電柱		1,200	第1項第1	第二種電柱		1,100
	第三種電柱		1,700	号に掲げる	第三種電柱		1,500
	第一種電話柱		710	工作物	第一種電話柱		650
	第二種電話柱		1,100		第二種電話柱		1,000
	第三種電話柱		1,600		第三種電話柱		1,400
	その他の柱類		71		その他の柱類		65
	共架電線その他上空に 設ける線類		長さ1メートル につき1年	7	共架電線その他上空に 設ける線類		長さ1メートル につき1年
	地下に設ける電線その 他の線類	4		地下に設ける電線その 他の線類	4		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	路上に設ける変圧器	1個につき1年	640	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	430	地下に設ける変圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	390	
	変圧塔その他これに類 するものおよび公衆電 話所	1個につき1年	1,400	変圧塔その他これに類 するものおよび公衆電 話所	1個につき1年	1,300	
	郵便差出箱および信書 便差出箱		600	郵便差出箱および信書 便差出箱		550	
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	4,800	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	4,300	
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,400	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,300	

草津市道路占用料条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例					旧 条 例				
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル	長さ1メートル につき1年		30	法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が0.07メートル	長さ1メートル につき1年		27
	未満のもの								
	外径が0.07メートル			43		外径が0.07メートル			39
	以上0.1メートル未満					以上0.1メートル未満			
	のもの					のもの			
	外径が0.1メートル以			64		外径が0.1メートル以			59
	上0.15メートル未満					上0.15メートル未満			
	のもの					のもの			
	外径が0.15メートル			86		外径が0.15メートル			78
	以上0.2メートル未満					以上0.2メートル未満			
のもの			のもの						
外径が0.2メートル以		130	外径が0.2メートル以		120				
上0.3メートル未満の			上0.3メートル未満の						
もの			もの						
外径が0.3メートル以		170	外径が0.3メートル以		160				
上0.4メートル未満の			上0.4メートル未満の						
もの			もの						
外径が0.4メートル以		300	外径が0.4メートル以		270				
上0.7メートル未満の			上0.7メートル未満の						
もの			もの						
外径が0.7メートル以		430	外径が0.7メートル以		390				
上1メートル未満のも			上1メートル未満のも						
の			の						
外径が1メートル以上		860	外径が1メートル以上		780				
のもの			のもの						
法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自動運 行補助 施設	法第2 条第2 項第5 号に規 定する 自動運	地下に 設ける もの その他 のもの	長さ1メートル につき1年	4	法第32条第1項第3号および第4 号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,300	
					14				

草津市道路占用料条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例				旧 条 例				
		行装置 による 検知の 対象と して設 置する 導線そ の他の 線類						
		道路の構造ま たは交通の状 況を表示する 標示柱その他 の柱類	1本につき1年	1,100				
		その他の もの	上空に 設ける もの 1年	710				
				地下に 設ける もの	430			
		その他のもの		1,400				
		法第32条第1項第4号に掲げる施 設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,400				
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街お よび地下 室	階数が1のもの	1年	Aに <u>0.00</u> 4を乗じて得 た額	法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	地下街お よび地下 室	Aに <u>0.00</u> 5を乗じて得 た額	
		階数が2のもの		Aに <u>0.00</u> 6を乗じて得 た額			階数が2のもの	Aに <u>0.00</u> 8を乗じて得 た額
		階数が3以上 のもの		Aに <u>0.00</u> 7を乗じて得			階数が3以上 のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た

草津市道路占用料条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例				旧 条 例					
			た額				額		
		上空に設ける通路	2, 400			上空に設ける通路	2, 100		
		地下に設ける通路	1, 500			地下に設ける通路	1, 300		
		その他のもの	1, 400			その他のもの	1, 300		
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	占用面積1平方 メートルにつき 1日	48	法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	占用面積1平方 メートルにつき 1日	43		
	その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1月	480		その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1月	430		
道路法施行 令(昭和27 年政令第4 79号。以下 「政令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件	看板(アー チである ものを除く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	480	道路法施行 令(昭和27 年政令第4 79号。以下 「政令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件	看板(アー チである ものを除く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方 メートルにつき 1月	430
	その他のもの	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	4, 800		その他のもの	その他のもの	表示面積1平方 メートルにつき 1年	4, 300
	標識	標識	1本につき1年	1, 100		標識	標識	1本につき1年	1, 000
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	48		旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき1日	43
		その他のもの	1本につき1月	480			その他のもの	1本につき1月	430
	幕(政令 第7条第 4号に掲 げる工事 用施設で あるもの を除く。)	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	48		幕(政令 第7条第 4号に掲 げる工事 用施設で あるもの を除く。)	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方 メートルにつき 1日	43
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	480			その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	430
	アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	4, 800		アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	4, 300

草津市道路占用料条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例				旧 条 例			
		その他のもの	2, 400			その他のもの	2, 100
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき	1, 400	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき	1, 300
政令第7条第3号に掲げる施設		1年	Aに0.03 1を乗じて得た額	政令第7条第3号に掲げる施設		1年	Aに0.03 3を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき 1月	480	政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき 1月	430
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			140	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			130
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.00 9を乗じて得た額	政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)	占用面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.01 4を乗じて得た額
	に設けるもの		Aに0.01 7を乗じて得た額		に設けるもの		Aに0.02 3を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.00 4を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.00 5を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)	階数が1のもの	Aに0.00 6を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)	階数が1のもの	Aに0.00 8を乗じて得た額
	に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.00 7を乗じて得た額		に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.01 を乗じて得た額
	その他のもの	階数が3以上のもの	Aに0.02 5を乗じて得た額		その他のもの	階数が3以上のもの	Aに0.03 3を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲	建築物		Aに0.01 2を乗じて得	政令第7条第9号に掲	建築物		Aに0.01 4を乗じて得

草津市道路占用料条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例			旧 条 例		
掲げる施設		た額	掲げる施設		た額
	その他のもの	Aに <u>0.00</u> 9を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.02</u> 2を乗じて得た額	政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.02</u> 3を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.00</u> 9を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> 2を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> 4を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> 2を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> 3を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.03</u> 1を乗じて得た額		その他のもの	Aに <u>0.03</u> 3を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.02</u> 5を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具		Aに <u>0.03</u> 3を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> 2を乗じて得た額	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに <u>0.01</u> 4を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> 2を乗じて得た額		上空に設けるもの	Aに <u>0.02</u> 3を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.03</u>		その他のもの	Aに <u>0.03</u>

草津市道路占用料条例の一部改正

新旧対照表

新 条 例			旧 条 例		
		1 を乗じて得 た額			3 を乗じて得 た額
備考 (略)			備考 (略)		